

上山市告示第130号

上山市英語・漢字検定受験料補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月27日

上山市長 山 本 幸 靖



令和7年度上山市英語・漢字検定受験料補助金交付要綱

(目的)

第1条 上山市学校教育全体構想の基本方針に基づき、児童生徒の英語・漢字力及び学習意欲の向上を図るため、英語・漢字検定を受験した児童生徒の保護者等に対し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 英語・漢字検定 公益財団法人日本英語検定協会の実施する実用英語技能検定のうち5級以上及び日本漢字能力検定協会の実施する日本漢字能力検定のうち10級以上をいう。
- (2) 保護者等 市立小中学校に在学している児童生徒の父母又は現にその児童生徒を扶養している者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金交付の対象となる者は、英語・漢字検定受験日において、市立小中学校に在学し英語検定及び漢字検定を受験した者（以下「対象児童生徒」という。）の保護者等とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象児童生徒が受験した英語・漢字検定の検定料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とする。

(交付回数)

第6条 補助金の交付は、対象児童生徒1人につき年度4回までとする。（英語検定のみや漢字検定のみ、英語検定と漢字検定を受験した場合も可とし、英語検定、漢字検定それぞれの同一級を受験した場合の申請も可とする。）

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、英語・漢字検定を受験した年度の3月31日までに英語・漢字検定受験料補助金交付申請書（様式第1号）に英語・漢字検

定受験票の写しと検定料の領収書又は検定料を支払ったことを証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 英語・漢字検定受験料補助金交付申請書は、補助金請求書を兼ねるものとする。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により保護者等に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 市長は、英語・漢字検定受験票の写しと検定料の領収書又は検定料を支払ったことを証する書類の写しをもって実績報告があったものとみなす。

2 補助金交付決定通知書は額確定通知書を兼ねるものとする。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他の不正行為により、この要綱に定める補助金を交付された者があると認めたときは、その者から既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

年 月 日

上山市長 氏 名 様

申請者（保護者等） 住所 〒
上山市
氏名 ⑩
連絡先

令和7年度上山市英語・漢字検定受験料補助金交付申請書兼請求書

上山市英語・漢字検定受験料補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請・請求します。

記

学校名及び学年	上山市立	小・中学校	第	学年
児童生徒氏名		申請者との続柄		
児童生徒の住所				
対象検定及び受験級	英検・漢検	級（1回目）	英検・漢検	級（2回目）
	英検・漢検	級（3回目）	英検・漢検	級（4回目）
受験日	令和 年 月 日（1回目）	令和 年 月 日（2回目）		
	令和 年 月 日（3回目）	令和 年 月 日（4回目）		
補助金額	受験料	円×1/2＝補助金額	円（1回目）	
	受験料	円×1/2＝補助金額	円（2回目）	
	受験料	円×1/2＝補助金額	円（3回目）	
	受験料	円×1/2＝補助金額	円（4回目）	
申請（請求）額	申請（請求）額	円（1回目～4回目補助金の合計額）		
振込先口座 （申請者の名義に限る）	金融機関：	支店名：		
	口座種類：			
	口座番号：			
	口座名義：			
	フリガナ：			

- ※添付書類
- 1 英語・漢字検定受験票の写し又は受験を証する書類の写し
 - 2 検定料の領収書又は検定料を支払ったことを証する書類の写し
 - 3 振込先口座の確認書類の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるもの）

指令学第 号

様

年 月 日付けで申請のあった令和7年度上山市英語・漢字検定受験料補助金については、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（以下「規則」という。）及び上山市英語・漢字検定受験料補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定・額確定しましたので通知します。

年 月 日

印

記

1 補助金の額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金交付の対象は、 年 月 日付けで申請のあった英語・漢字検定受験料で、その内容は申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助金の交付を受けるものは、この補助金に関し、規則及び要綱に従わなければならない。